

(資料—2)

## 特別講習トレーナー研修会実施要領

### 1. 目的

この要領は、「特別講習トレーナー」（以下、トレーナーという）および「特別講習トレーナー研修会」（以下「トレーナー研修会」という）の運用と取扱いについて定める。

### 2. トレーナーの任務

トレーナーは、送研中部支部以外の支部で、「現場代理人・上級現場代理人」および「作業班長」資格を取得した者が、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力PG」という）発注の工事に従事する場合、当該工事の開始前に受講する「特別講習」の講師を務めることができる。

### 3. トレーナーの資格

次の者は、トレーナー資格を有する

- ① 「トレーナー研修会」を終了した者で、送研中部支部教育部会委員長が認めた者
- ② 送研中部支部が行う「現場代理人・上級現場代理人」、「作業班長」および「現場監督者」資格認定講習会の講師

### 4. トレーナー研修会

#### ① トレーナー研修会の受講資格

「トレーナー研修会」を受講する者は、次の条件を満足する者とする。

- イ. 元請会社の社員であること。
- ロ. 上級現場代理人資格を有する者。

#### ② 開催時期

「トレーナー研修会」は、必要が生じた場合適宜実施する。

#### ③ 実施部署

「トレーナー研修会」は、送研中部支部教育部会および資格認定選考委員会共催で実施する。

#### ④ 研修時間

研修時間は、3時間程度とする。

⑤ 講習内容

- イ. トレーナーの任務および特別講習時の心構え
- ロ. 中部電力 PG 独自の諸規制（管理、保守組織、事故時の措置、回線、相配列の呼び方など）および現場監督者としての任務を遂行するにあたって必要な取り決め事項。

⑥ 教材

教材は、「現場監督者安全講習会テキスト」（送研中部支部）などを使用する。

⑦ 研修会の講師

講師は、送研中部支部教育部会などの講師団の中から選任された者および中部電力 PG が行う。

⑧ トレーナーの追指導

トレーナーの知識向上と規約改定などの理解を図るため、必要に応じ、追指導のための研修会を実施する。なお、追指導の研修会の時期や日程、方法などは、その都度、送研中部支部教育部会・資格認定選考委員会で決定する。

5. 要領の改訂

本要領の改訂が必要となった場合は、送研中部支部資格認定選考委員会で検討し教育部会で審議したのち改訂する。

制定・改訂履歴

年月	概要
H 2. 3.20	「特別講習トレーナー研修会」として制定 ・送研本部「作業班長」資格認定制度の導入に伴い制度
H15. 3.24	「特別講習トレーナー研修会」改訂 ・送研本部「教育並びに資格認定要項（架空送電線路工事従事者用）」改訂に伴い改訂 （上級現場代理人制度の新設など）
H27. 3.26	「特別講習トレーナー研修会」一部修正 ・受講資格を「上級現場代理人」に限定した ・字句修正、導入時の記述を削除
2020. 5.25	中部電力 PG 発足に伴う社名変更